<診断基準>

確診例・疑診例を対象とする。

(1)主要所見

- A. 縦走潰瘍<注1>
- B. 敷石像
- C. 非乾酪性類上皮細胞肉芽腫<注2>

(2)副所見

- a. 消化管の広範囲に認める不整形~類円形潰瘍またはアフタ〈注3〉
- b. 特徴的な肛門病変<注4>
- c. 特徴的な胃·十二指腸病変<注5>

確診例:

- [1]主要所見の A または B を有するもの。〈注6〉
- [2]主要所見の C と副所見の a または b を有するもの。
- [3]副所見の a, b, c すべてを有するもの。

疑診例:

- [1]主要所見の C と副所見の c を有するもの。
- [2]主要所見 A または B を有するが潰瘍性大腸炎や腸型ベーチェット病、単純性潰瘍、虚血性腸病変

鑑別ができないもの。

- [3]主要所見の C のみを有するもの。<注7>
- [4]副所見のいずれか2つまたは1つのみを有するもの。
- 〈注1〉 小腸の場合は、腸間膜付着側に好発する。
- <注2>連続切片作成により診断率が向上する。消化管に精通した病理医の判定が望ましい。
- <注3> 典型的には縦列するが、縦列しない場合もある。

また、3ヶ月以上恒存することが必要である。

また、腸結核、腸型ベーチェット病、単純性潰瘍、NSAIDs 潰瘍、感染性腸炎の除外が必要である。

- <注4> 裂肛、cavitating ulcer、痔瘻、肛門周囲膿瘍、浮腫状皮垂など。Crohn 病肛門病変肉眼所見アトラスを参照し、クローン病に精通した肛門病専門医による診断が望ましい。
- 〈注5〉竹の節状外観、ノッチ様陥凹など。クローン病に精通した専門医の診断が望ましい。
- <注6> 縦走潰瘍のみの場合、虚血性腸病変や潰瘍性大腸炎を除外することが必要である。敷石像のみの場合、虚血性腸病変を除外することが必要である。
- <注7> 腸結核などの肉芽腫を有する炎症性疾患を除外することが必要である。

<重症度分類>

クローン病 IOIBD スコア

1項目1点とし、2点以上を医療費助成の対象とする。

- (1) 腹痛
- (2) 1日6回以上の下痢あるいは粘血便
- (3) 肛門部病変
- (4) 瘻孔
- (5) その他の合併症(ぶどう膜炎、虹彩炎、口内炎、関節炎、皮膚症状(結節性紅斑、壊疽性膿皮症)、深部 静脈血栓症等)
- (6) 腹部腫瘤
- (7) 体重減少
- (8) 38℃以上の発熱
- (9) 腹部圧痛
- (10) ヘモグロビン 10g/dl 以下

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。